

民主共和国への孤独な伴走者

——ウンベルト・テッラチャーニと憲法の系譜——

石 田 憲

ウンベルト・テッラチャーニ (Umberto Terracini) は、イタリア共和国憲法の第一署名者である。制憲議会議長として公正な議事運営に努め、保革を問わず多くの議員から尊敬され、憲法草案の最終議決時には、彼が投票する際、議場では記者席もふくめ長い賞讃の拍手が鳴り響いたという。しかし、テッラチャーニの政治的経歴は、困難の連続で、憲法可決を機に「共和国の父」として祭り上げられた後は、彼についての著作も限られたままに留まった。「反対する人」を貫いたテッラチャーニは、「難しい、やっかいな」存在として、所属した共産党の党史において、あいまいに位置づけられている。一九八三年の死後しばらくして共産党文書、彼の個人文書を利用して若干の回顧的論文集などが公刊されたものの、二〇〇五年のロレンツォ・ジァノッティ (Lorenzo Gianotti) によるアンソロジー風の伝記をのぞき、本格的な単著もほとんど存在しない。¹⁾

テッラチャーニの除名に異議を唱えて、自らも一度は共産党を追われたカミッラ・ラベーラ (Camilla Ravera) は、憲法の大半がテッラチャーニの作品であると評した。制憲議会議長としてテッラチャーニは、「絶対的正確さで、どの言葉も案も彼が目を通し」、批判や疑問にも目配りをしていただけと彼女は語っている。ただし問題は、一九四

七年二月八日の議長就任後、彼の活動が公正な仲介役に限定されたため、個別の起草作業に携わらなくなった点である。憲法史の文脈でも、具体的な条文の起草者たちに注目が集まり、起草段階の前からテッラチャーニが与えていた様々な影響について論じる著作は少なかつた。こうした研究動向の偏りに反し、彼は議長に選出される以前より、憲法制定に関する準備委員、憲法委員会副委員長、第二小委員会委員長として、法曹界の重鎮たちに伍して多くの発言、提案を行ない、後に条文化される憲法の実質的内容にも、それが反映されていた。^②

以上の憲法制定史における空白部分をふまえ、ここではテッラチャーニの制憲議会議長就任までの活動に叙述の重点をおき、彼が長いタイムスパンで憲法へ与えた影響を主として論じる。本稿は、テッラチャーニの「難しい、やっかいな」軌跡をたどりつつ、多くの人々との接触を通じ、自らも政治・思想上の変遷をとげながら、複合的な憲法理念へ到達していったプロセスに迫っていききたい。その歩みは、民主共和国への孤独な伴走者と呼ぶにふさわしく、戦後イタリアの立憲主義と民主主義の展開を知る一つの指標となろう。

ウンベルト・テッラチャーニは、一八九五年七月二七日にジェノヴァでユダヤ人の家庭に生まれた。一歳上の兄と二歳下の妹をもち、五歳のとき、技師であった父が亡くなりトリノへ移り、カンテラやテールブルクロスの欠けた食卓に、友人を連れてこないよう告げられていく。祖父の代はパン、服の行商に従事していたが、親族は旧市街に大きな店も所有し、無産者階級に恐れを抱き、母親も労働者の集会所に近づく際は、足早に通り過ぎたという。こうした家庭環境を背景としながら、ウンベルトが社会党へ接近していった契機は、一九一一年に始まるリビア戦争であった。高校での教師もふくむ好戦熱、ナシヨナリズムに反発し、戦争への恐怖、その支持者への嫌悪、その犠牲者への同情が、政治活動の原点となった。^③

テッラチャーニを社会主義運動に勧誘したのは、彼より貧しい鉄道労働者の息子で、同じ高校に通っていたアン

ジエロ・タスカ (Angelo Tasca) であった。彼らは、ともに『オルディネ・ヌオーヴォ』 (*L'Ordine Nuovo*) の創刊、イタリア共産党創設に加わっていくが、後にタスカは党内右派として追放される。テッラチャーニは、一九一四年八月三〇日に社会主義青年同盟県大会で第一次世界大戦への参戦に反対する演説を行ない、一九一六年七月にはピエモンテ州社会主義青年同盟の書記長に拔擢されていく。タスカとテッラチャーニは、パルミーロ・トリアッティ (Palmiro Togliatti) とアントニオ・グラムシ (Antonio Gramsci) が参戦主義に傾いたのと異なり、終始反戦論者として一貫していた。しかし、テッラチャーニは一九一四年九月に逮捕され、前科者が配属される第七二連隊へ送られた。タスカ、トリアッティ、グラムシが実際には前線へ向かわなかったのと対照的に、将校への昇進を拒否したテッラチャーニは各地を転々とさせられ、作戦区域での軍務にもついている。テッラチャーニは、復員後も除隊証明書を得られぬ状態のまま、トリノ大学を卒業し、一九一九年二月より弁護士事務所働き始めたが、兵士の政治活動禁止規定を無視して、労働運動に邁進する⁴⁾。

当時のトリノ周辺における労働運動は、戦争や目まぐるしく変化する政治情勢の中で、活性化していた。リビア戦争に賛成したビッソラーティ (Leonida Bissolati) やボノーニ (Ivanoe Bonomi) を一九二二年七月に社会党から除名した非妥協派のベニト・ムッソリーニ (Benito Mussolini) は、第一次世界大戦時に介入主義者へと転じ、ファシズム運動を起し、一九一九年四月には自身が編集長も務めた社会党機関紙『アヴァンティ』 (*Avanti!*) のミラノ編集部を放火するに至る。他方、トリノでは金属機械工業労働組合を中心として、一九一九—二〇年の「赤い二年間」を先導する運動が先鋭化した。社会党内にブルジョワ出身の若者が少ないことを懸念したタスカは、インテリ青年層の組織化を試み、テッラチャーニもその一翼を担ったのである。当初、引っ込み思案で身なりも正しいテッラチャーニは、演説でダンテを引用するなど、スノッブな態度が目立ち、後に自己批判している。そ

れでも、多くの学生が圧力に屈せず、文化活動でも重要な役割を果たすにつれ、労働者も若き知識人たちを信頼するようになった^⑤。

同時期に「自由主義革命」を目指す言論活動に没頭していたピエロ・ゴベッティ (Piero Gobetti) は、テッラチーニを評して「理論家というより政治家、デマゴギーには反対で、貴族的。暴力的雄弁とは対極。繊細な思索者。勇敢や強情に連らなる言動への固執。外交官、マキアヴェッリ的ではあっても無味乾燥な孤立とは無縁」と描写している。これはテッラチーニについての鋭い洞察だが、テッラチーニを取りあげた二つの論文集に深く関わった研究者のアルド・アゴステイ (Aldo Agosti) は、権謀術数や「貴族的よそよそしさ」はトリアッティに当てはまるとして、テッラチーニの市民的、政治的情熱と道徳的品位が、彼の敵対者からさへ尊敬の念を抱かれ、一般党员から愛されていたと指摘している^⑥。

以下、反戦主義を頑固に守る中でも示されたテッラチーニの一貫性と、厳しい政治状況に対応していく柔軟性を、「異論者」たちのネットワークという文脈から検討する。彼は戦前において、過激主義の烙印を押されながら、民主主義を敬慕し、反ファシズムの闘いの中でも少数者として抵抗を続け、戦後の革新的憲法へと希望をつないでいった。そこで、テッラチーニと新憲法が結びつく問題に焦点を絞り、彼の多様な人的つながりにも目配りしながら、ファシスト・イタリアから社会的な民主共和国へと転換していく過程を考察したい。

(1) 大統領経験者やスイス亡命中に再婚した妻などは、彼を全面的に称えているが、歴史的な評価については微妙な扱いが多い。
 5. Aldo Agosti et al. *Umberto Terracini nella storia contemporanea* (Alessandria: Edizioni dell'Orso, 1987), pp. 15, 139-141. Adriano Del Pont, "Un antifascista militante," in *Ibid.*, pp. 97, 102. テッラチーニに関する論考は、たとえば、ほかには以

- 1-6-24488° Stefano Merlini, "Umberto Terracini," *Quaderni costituzionali*, Anno 7, No. 3 (1987), 571-599. Aldo Agosti (a cura di), *La coerenza della ragione: Per una biografia politica di Umberto Terracini* (Roma: Carocci, 1998). Chiara Giorgia, *La sinistra alla Costituente: Per una storia del dibattito istituzionale* (Roma: Carocci, 2001). Lorenzo Gianotti, *Umberto Terracini: La passione civile di un padre della Repubblica* (Roma: Editori Riuniti, 2005).
- (2) Camilla Ravera, "Il mio amico Terracini," in Agosti *et al.*, *op. cit.*, p. 120. Merlini, *op. cit.*, 578-580. Ugo Spagnoli, "Partecipazione popolare e società civile nel pensiero e nell'opera di Umberto Terracini Costituente e nel dibattito odierno," in Agosti, *op. cit.*, p. 147.
- (3) Gianotti, *op. cit.*, pp. 9, 11, 15, 17, 25. Stefania Coletta, "La Formazione di Terracini: la famiglia, i primi anni di lotte, l'Ordine Nuovo," in Agosti, *op. cit.*, pp. 26-27.
- (4) *Ibid.*, p. 41. Paolo Spriano, *Storia del Partito comunista italiano*, vol. I: *Da Bordigha a Gramsci* (Torino: Einaudi, 1972), p. 48. Gianotti, *op. cit.*, pp. 44-45, 48-49. Fondazione Istituto Gramsci (F-I-G). Archivio del Partito Comunista (F-APC), Partito, Fondo Mosca, Umberto Terracini, 27 ottobre 1947, Riccardo Luzzatto, "The Speaker of Italy's Assembly," mf 176.
- (5) Gianotti, *op. cit.*, pp. 32-35, 42. ショーナ・コラリーニ『イタリヤ二十世紀史——熱狂と恐怖と希望の100年』村上信一郎監訳、橋本勝雄訳(名古屋大学出版会、二〇一〇年)、八五―八九頁。タスカは社会党员時代のムンソリーニが参戦主義に転じたのを批判したが、グラムシは戦争が革命の契機になり得るとタスカを非難した。Alexander J. De Grand, *In Stalin's Shadow: Angelo Tasca and the Crisis of the Left in Italy and France, 1910-1945* (DeKalb: Northern Illinois University Press, 1986), p. 19.
- (6) Piero Gobetti, *Scritti politici* a cura di Paolo Spriano (Torino: Einaudi, 1960), p. 1005. Aldo Agosti, "Introduzione," in Agosti, *op. cit.*, p. 9.

一 法的正義を志向する「過激主義者」

(1) 『オルディネ・ヌオーヴォ』グループ

一九一九年五月一日、グラムシ、タスカ、テツラチーニ、トリアッティが発起人となり、社会主義文化の雑誌として『オルディネ・ヌオーヴォ』が創刊された。テツラチーニは大学時代、タスカを通じてグラムシと知り合い、グラムシは二人に社会主義運動へ入る前のトリアッティを紹介していたが、雑誌の編集室では、さらに多くの人々との交流が展開されていく。テツラチーニは投稿を通じ、タスカと並ぶ著名な存在になっただけでなく、労働者の主体性に力点をおく姿勢が強められた。まさしく一九一九年の夏には、ロシアに倣って工場評議会が設置され、ストライキから工場占拠へと運動は急進化し、イタリア全土で約五〇万人の労働者が工場に立てこもった。一九二〇年九月には、政府側も労働攻勢に譲歩して、工場における労働者の代表権を認めたが、テツラチーニは単なる協議会から労働組合を企業活動の積極的参加主体と認めるよう要求する。それは従来、社会党の推進する労働運動が条件闘争に留まって、政府・企業側に取り込まれていった経緯への反省から、「道徳的、知的革命」を志向するものであった。⁷⁾

この工場占拠という労働者の自主管理によって勝ち取った代表権は、イタリア共和国憲法（以下、憲法）第四六条をめぐる、企業管理へ労働者がどれだけ参画するかという論争にも反映されていく。テツラチーニは、北イタリアの解放途上において発生した管理協議会を、新憲法起草時に直近の歴史的経緯と見なすだけでなく、まさに一九一六年六月九月の内部委員会、工場評議会を、生産管理に労働者が直接参加する端緒と考えていた。そし

て彼は、憲法第三条第二項に明記される政治・経済・社会的組織への労働者の実効的参加を重視し、積極的に発言したが、一九四七年二月の議長就任後は中立、公正の立場を守り、総会での議論を差し控えていく。結局、一九四七年五月における左派政党の閣外放逐と軌を一にして、憲法第四六条の「企業管理参加権」の文言は「企業管理協力権」に変更された。さりながら、『オルディネ・ヌオーヴォ』グループが、党内においてさえ「危険視」された少数集団であつても、むしろ党の先見的指針を示していった如く、テッラチーニは、「労働に基礎をおく民主共和国」(憲法第一条第一項)で結実する参加とは管理、運営、決定への参画を意味すると、戦前から戦後を通じて主張し続けたのである。⁽⁸⁾

イタリア共和国憲法では、社会的民主主義を奨揚し、自由権の回復と同時に、市民の主體的参加をうながす根本理念が謳われている。これにともない、新たな行動主体が、様々な政治的組織や労働組合から登場してきた。しかし、ファシズム体制崩壊直後のイタリアでは、労働者の地位はまだまだ不安定なまま、企業側が活動家を狙いうちにして、解雇するケースも頻発していた。こうした情勢を背景として、共産党の労働組合指導者ディ・ヴィットーリオ (Giuseppe Di Vittorio) は、ストライキ権を憲法に入れるべきだと提案した。この提案擁護こそ、テッラチーニが憲法制定について討議した最初の公的記録の一つとなっている。保守系の委員は、憲法ではなく労働関連法によりストライキを規定し、しかもストライキ権に条件を課せようと試みたが、テッラチーニはこれに反対し、保守側の提案を僅差で否決し、憲法第四〇条に規定が設けられた。しかし、その条文には、ストライキ権を規制する法律の範囲内での行使が記され、憲法の文言でストライキ権が確認されたという以上の成果を獲得することはできなかった。⁽⁹⁾

憲法制定期の起草をめぐる確執と違い、第一次世界大戦後のイタリアでは、ファシストの「懲罰遠征」や政府

の暴力的抑圧が増大し、プロレタリアート側のみが死傷者を出す事件も多かった。「赤い二年間」は、少なくとも革命という観点からは失敗に終わり、『オルディネ・ヌオーヴォ』グループも、それぞれ異なる方向を模索し始める。トリノでストライキが活性化した際、テッラチーニはグループを代表して、ストライキを全国レベルにまで拡大するよう主張したが、党中央の指示から、やむやくストライキの沈静化を図る役柄に転じながら、社会党との溝を深めていった。当時、テッラチーニは、『オルディネ・ヌオーヴォ』グループで有名な存在になっており、社会党指導部内でもっとも若いリーダーとして囑望されていた。地方選挙でも、タスカやトリアッティが落選する中、青年層から多くの賛同を得て当選を果たした。しかし、社会党は労働者の工場占拠に呼応しないまま、なお革命を唱えるという待機主義から脱せず、革命派、改良派のいずれも満足させられなかった。一九二一年一月二一日、リヴォルノにおけるイタリア社会党第一七回大会の最終日に共産党が創設され、テッラチーニ、タスカ、グラムシ、トリアッティはこれに合流する。テッラチーニは『オルディネ・ヌオーヴォ』グループから選出された唯一の中央委員となった。さらに、ファシストの暴力的攻撃を避けるため、社会党は政府との間で「平和協定 (Patto di pacificazione)」を結んでしまい、反ファシスト運動の武装解除を拒否する人々が非合法化され、共産党との決裂は決定的局面を迎える。¹⁰⁾

『オルディネ・ヌオーヴォ』グループは、共産党支持層が労働者、農民に偏る状況のもとで、党における知識人集団の中核をなした。グループのメンバーは、ロシア革命の道程をイタリア独自の形でたどっていく、という自律的な政治構想を模索した。たとえば、生産関係の構造に着目し、建設的な言葉による革命プログラムを作ろうとしたが、とりわけテッラチーニは、旧世代の特徴となっていた教育、短期的プログラム、ナシヨナリズムに固執する趨勢から距離をおくことになる。彼はグラムシとともに、第三インターナショナル（以下、コミンテル

ン)からの支援を期待しつつ、社会党とのブロックを目指す党内右派に転じたタスカと対立していった。しかし、同時にテッラチーニは、社会党との統一戦線を提唱するソ連・コミンテルン指導部に異を唱え、グラムシからも批判されていく。この時期のテッラチーニは、党指導部のオーガナイザーとしての自覚が強く、党内外で論争を繰り返す。他方、レーニン (Vladimir Ilyich Lenin) らボルシェヴィキ首脳部は当初、二一カ条を示して改良主義者の放逐を要求していた。ところがコミンテルンは、イタリア共産党と社会党の分裂が決定的になると、統一戦線を志向する社会党内の人物へ資金さえ提供するといった矛盾に満ちた行動を反復したのである。¹¹⁾

このソ連側との齟齬がもつとも顕在化したのは、一九二一年六月から七月にかけて、モスクワで開催されたコミンテルン第三回大会であろう。テッラチーニは、アマデオ・ボルディーガ (Amadeo Bordiga) に次ぐイタリア共産党ナンバー・ツーとして出席したが、トロツキー (Lev Davidovich Trocki) はボルディーガとテッラチーニを「革命的焦燥」として、社会党との再合同が不可能と断じる二人の見解に厳しい評価をくださった。テッラチーニは、受動的段階から積極的行動へと導く攻勢理論に基づき社共分裂がなされたと反駁するが、レーニンは、極左ドクトリンとしてテッラチーニを「過激主義者」と非難している。これに対しテッラチーニは、統一戦線が共産党のプログラム放棄につながり、資本家の国際的な攻勢が強まる中、プロレタリアートが給与、労働時間、組織の自由など個々の案件で、バラバラに部分的な行動をとるだけでは対抗できないと主張した。¹²⁾ 反論に立ったトロツキーは、「我々は偉大な明日に向け、今は準備のため分裂している」というのは、あり得ないと難詰する。結局、伊仏西三国の代表が賛成しないまま、統一戦線拡大の動議はコミンテルンで可決された。¹³⁾

レーニンは一連の議論に際し、「ロシアにおける三年の偉大な革命を通じて、ヨーロッパの共産主義運動は何も学んでいない」と慨嘆したが、ソ連側の一方的な方針の押しつけが摩擦を生じさせていた点には無頓着であっ

た。¹⁴ その後もコミンテルンは、イタリア共産党指導部に揺さぶりをかけ、党内少数派を意図的に支援するなど、策動を続けていく。この間、党内指導部における反コミンテルンの姿勢を批判したグラムシはモスクワへ派遣され、彼をイタリアから遠ざける意図が働いたという説さえ登場した。逆にコミンテルン側は、非妥協的なボルデーガを排除した後の指導者として、グラムシを取り込もうとしていた、との解釈も出ている。さらに、グラムシ派遣を推薦したのがテッラチャーニであったという話もつけ加えられ、国際的な権力闘争を強調する指摘さえ散見される。しかしモスクワでは、テッラチャーニはグラムシの病気を気遣い援助を惜しまなかったし、療養中の彼に代わってコミンテルンの仕事を引き受けていた。コミンテルン事務局内の最重要セクションとなっていたラテン部門（伊仏西白葡五カ国を統轄）で、グラムシの代わりに働いたテッラチャーニは、情報を整理し指令を書きあげても、外国人は形式的責任のみを負わされ、ロシア人が実質的決定を行なっている状況に直面した。¹⁵ テッラチャーニが民主集中制を超えて、市民参加を重視する方向に変わったのは、こうしたモスクワ経験も大きかったのではないかと推察される。

テッラチャーニとしては、政策をめぐる衝突以上に、強圧的な政治圧力を予感させる異論派排除の動静こそ、彼がその後もソ連との軋轢を繰り返す原因になった。それでも、テッラチャーニが回顧しているように、彼のモスクワ滞在当時は、路線対立が議論の俎上に載せられていただけ、まだましで、やり込められたトロツキーについても民衆、若者の間での支持が高かったと冷静に分析している。ソ連側も、一九二四年一月二四日のレーニン死去に際しては、テッラチャーニをレーニンの「棺の守護者」に選び、度量の広さを示そうとした。コミンテルンについても、グラムシはロシア側が大量で正確な情報を供給していた事実¹⁶に言及している。テッラチャーニ自身、トロツキーやレーニンとの衝突をあくまで各国共産党の間に生じた認識の相違と位置づけ、トロツキーとスターリン

(Josif Vissarionovich Stalin) の論争に関する文書の公開をソ連へ求め、初期段階では開示が許されたときには、信頼の念さえ表明した。しかし、スターリン時代の到来とともに、官僚化、儀礼化が進み、粛清や強制収容所が自由な発言を圧殺していく一九二〇年代後半以降、テッラチーニとソ連の距離は縮まらなくなっていく。¹⁶⁾

(2) ファシズム体制下の「非合法」

テッラチーニをふくめ、ほとんどすべての主要政治家は、権力奪取時のファシストを過小評価していた。ジョリッティ (Giovanni Giolitti) に代表される自由主義期の領袖たちは、ファシストを自陣営に引き込み、「体制内化」させられると信じていたし、左派勢力も真の敵は旧指導層と考えていた。しかも、一九二四年二月に労働者との農民の新聞という副題の『ウニタ』(L'Unità) がグラムシにより創刊されると、五万部の発行を数え、共産党への入党者が倍増し、四月にはグラムシもウィーンにいながら、総選挙で当選するという躍進をとげる。この時期になると、コミンテルンは統一戦線の主張を変化させていたが、グラムシはすでに長い論争を続けており、コミンテルンとの関係を悪化させていた。テッラチーニも、クレムリンが方針を道具主義的に変更するやり方へ反感を隠さなかった。こうしてグラムシとテッラチーニは、個人の良心に基づき普遍的理念を共有しながら、政治的、組織的に強い自律した政党の確立に腐心していく。¹⁷⁾

ファシストの暴力は、一九二四年六月の社会党議員ジャコモ・マッテオッティ (Giacomo Matteotti) の殺害で、一時的に多くの批判を招くが、言論は封じ込められ、暴行や脅迫が横行した。この時期、ファシストの武装集団に対抗して人民突撃隊が組織されたが、共産党さえ自前の暴力装置編成に消極的なままであった。テッラチーニは、ブルジョアから見れば、人民突撃隊が逆に警戒の対象となる危険性を指摘している。党はその後、ファシ

スト体制の暴力に対する反撃手段として暗殺が提起された際、テロは良い結果をもたらさないと宣言し、もしファシズム独裁が打ち倒されるとすれば、それは人民の蜂起によるものと注釈した。ファシスト側の合法・非法的暴力への対応が定まらぬうちに、テッラチャーニは逮捕され、一九二五年七月から六カ月間の拘束を受けた後、さらに一九二六年九月から一九四三年八月まで、長期の獄中生活を強いられる。反ファシストの一斉検挙と並行して、一九二六年一月には政治的流刑と特別政治警察の制度が導入され、「国家防衛」を目的とする特別裁判所が設置された。ファシスト党以外の政党、政治組織は閉鎖され、その翌日には議員特権を有していたはずの、グラムシを始めとする一五人中一二人の共産党議員が逮捕されている。特別裁判所は、四六七一人を有罪としたが、そのうち四〇三〇人が共産党員で、総計二三〇〇〇年の拘禁刑が科せられた⁽¹⁸⁾。

司法当局は、テッラチャーニの逮捕時には旧刑法で存在していなかった「国家防衛」に関する法律を遡及して利用するかで混乱し、各管轄裁判所は責任をなすり合った。結局、いくつかの刑罰を組み合わせて刑期を長くする試みがなされたが、ファシスト側はそれだけでは不十分と考え、内乱罪の適用へと向かう。一九二八年六月四日、特別裁判所の最終公判日、テッラチャーニは外国紙の取材陣を前に、強力な全体主義国家が、軽蔑され迫害されてきた小さな政党を恐れ、その最良の人々を殺害し、あるいは投獄してきたと証言した。そして、これが政治裁判であり、共産党員たちは憎悪の扇動、内戦教唆の罪で訴追されているが、むしろ法廷が社会階級の憎悪をかきたてていると批判している⁽¹⁹⁾。最後に、彼は以下のように語った。「裁判長殿、裁判官殿、この審理は昨日あなた方が祝砲や祝鐘で飾り立てていた憲法八〇周年に値するものなのでしょうか。」銃剣に守られファシスト典礼に沿って公判を指揮した裁判長は、テッラチャーニの発言を打ち切らせ、裁判は終了した。グラムシをふくむ党幹部の中で、テッラチャーニは最長の刑期、二二年九カ月五日を告げられる⁽²⁰⁾。

そのほかの訴追された共産党員たちの大半は三〇歳以下で、しかも労働者、農民が多く、知識人は少数であった。これ故、弁護士資格をもつテッラチーニは、一九三〇年代に入っても、被告たちのために法廷で発言する機会がめぐってきた。内務省、法務省は彼を説得的な弁論を駆使する危険人物として、監視の強化を怠らなくなる。テッラチーニはモスクワで知り合い結婚した妻のアルマ・レックス (Alma Lex) の写真さえ、すべて取りあげられながらも、彼女の献身的な行動に支えられる。アルマの救援活動もあり、一九二〇年代末に彼が健康を害した際には、各国紙はテッラチーニ、グラムシの待遇改善を訴え、監獄サナトリウムへの移送が実現した⁽²¹⁾。テッラチーニは苛烈な獄中経験から、解放後には更生を刑罰に優先させ、非人道的な処遇に反対する議論を展開していく。とりわけ、憲法の起草をめぐり、刑期がある一定の限度を越えれば、更生の意味合いは失われ、進行する野蛮になるとして、一五年以上、自由を剥奪する刑罰の禁止を提案する。制憲議会における保守系の委員たちさえ、彼の雄弁さと誠実さに敬意を払い、その趣旨を却下しない形で刑法改正へ委ねることに同意した⁽²²⁾。

また、特別裁判所が司法のファシスト化を象徴し、裁判長にも将軍がすえられていた事態から、一九四三年八月にロンドンで開かれた刑法再建国際委員会は、イタリアについて特別裁判所の廃止および行政令による政治的刑罰の禁止などを提言している⁽²³⁾。加えて、テッラチーニは新憲法制定に際し、司法行政、重罪裁判所にも市民が参加できるよう働きかけた。これには、保守派から激しい抵抗が寄せられたが、彼は司法の独立と市民の司法参加は両立可能であると粘り強く説得を続け、名譽司法官の条文化 (憲法第一〇六条第二項) にまでこぎつける。テッラチーニは、法の峻厳さとバランスをとるべく、司法が市民により監視される必要性を説いた。この監視された合法性をファシズムの「合法的暴力」と対置させ、共和国における権利義務遂行の引照基準として、民主主義と立憲主義の連系を試みていったのである。実際、ファシズム期には、通常の刑事訴訟法を逸脱した形で、彼

は「裁かれて」おり、行政や警察が法より重視され、被疑者の基本的権利は顧みられなかった。しかも裁判所は、こうした権力を有する側の違法行為には目をつぶり、ファシスト政府に追随していたため、テッラチャーニの司法改革への熱意が高じたのも当然と考えられる。²⁴

さらに踏み込んでテッラチャーニは、違憲の法律をチェックする機関が必要であると主張している。これに対しトリアッティは、ファシズム体制が裁判所から何の抵抗も受けず、個人の基本的権利を侵害した状況に鑑みて、共産党第五回党大会（一九四五年二月—一九四六年一月）で憲法裁判所設置への不信感を隠さなかった。しかし、テッラチャーニは、第三者機関による合憲性の判断に固執した。憲法裁判所設置反対は、トリアッティが実質審議前に示した数少ない明確な意見表明の一つであったにも拘わらず、テッラチャーニはほかの小委員会のメンバーにまで働きかけ、憲法裁判所の具体的中身や規則を決めていく。これに対しトリアッティは憲法委員会で、憲法裁判所が民主的議会の上におかれ、その構成員が選挙されたものでないと批判したが、テッラチャーニ自身はすでに議長となっており、もはや討議に参入できなかつた。さりながら、憲法裁判所はむしろ保守派からの支持を受けて可決され（憲法第六章第一節）、少数派擁護の役割を果たしていった。とくにキリスト教民主党的反憲法的攻勢が強まると、左派にとっても憲法裁判所は「多数派の陶片追放」を抑制し、憲法の実現をうながす重要な制度的保障となっていく。テッラチャーニのように、ファシズム期の大半を自由喪失状態で留めおかれた者にとって、立法、行政、司法が相互に権力を監視するシステムは切実で、市民自身や第三者が関与しながら、いかにして個人の諸権利を守っていくかが、喫緊の課題となつた。²⁵

(一) Spriano, *op. cit.*, vol. I, p. 46; Gianotti, *op. cit.*, pp. 41-42, 50, 55-56, 63, 155; コラリツィ、前掲書、八八—九二頁。

- (8) Spagnoli, *op. cit.*, pp. 143-145. Umberto Terracini, *Al bando dal Partito: Carreggio clandestino dall'Isola e dall'esilio, 1938-45* a cura di Alessandro Coletti (Milano: La Pietra, 1976), p. 114.
- (9) Spagnoli, *op. cit.*, p. 143. Merlini, *op. cit.*, 580-581. FIG, APC, Partito, Fondo Mosca, Direzione Verbali, Paccos25/III (1947), 1947/4.18, 1947/5.5, mf. 272.
- (10) Gianotti, *op. cit.*, pp. 59, 61-62, 68, 73. トロツキン著『前掲書』九〇—九二頁。一〇二頁—一〇五頁。Umberto Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, a cura di Arturo Gismondi (Roma: Laterza, 1978), pp. 16-17. Claudio Natoli, *La Terza Internazionale e il fascismo, 1919-1923: Proletariato di fabbrica e reazione industriale nel primo dopoguerra* (Roma: Editori Riuniti, 1982), pp. 16-17.
- (11) Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, p. 75. Chiara Giorgi, *La sinistra alla Costituente: Per una storia del dibattito istituzionale* (Roma: Carocci, 2001), pp. 72-79. De Grand, *op. cit.*, pp. 36-37. Spriano, *op. cit.*, vol. I, p. 220.
- (12) *Ibid.*, pp. 157-158. Natoli, *op. cit.*, pp. 128, 189. Palmiro Togliatti, *La formazione del gruppo dirigente del PCI nel 1923-24* (シラ・トigliatti, *La formazione*) (Roma: Editori Riuniti, 1962), p. 23. Franco Livorsi, "Umberto Terracini e i comunisti negli anni del Patto Molotov-Ribbentrop," in Agosti *et al.*, *op. cit.*, p. 55.
- (13) Natoli, *op. cit.*, p. 190.
- (14) Spriano, *op. cit.*, vol. I, p. 158.
- (15) *Ibid.*, pp. 189-190, 296. Gianotti, *op. cit.*, p. 95.
- (16) *Ibid.*, pp. 97, 154. Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, pp. 57-58, 140. Togliatti, *La formazione*, p. 190. Del Pont, *op. cit.*, p. 98. Spriano, *op. cit.*, vol. I, p. 440.
- (17) トロツキン著『前掲書』一〇四—一〇六頁。Giorgi, *op. cit.*, pp. 75-76. Spriano, *op. cit.*, vol. I, pp. 310, 337. Gianotti, *op. cit.*, p. 99. Togliatti, *La formazione*, p. 263.
- (18) Spriano, *op. cit.*, vol. I, pp. 149, 413, 467-468, 512-513. よくに以下の論者は「マッテオッティ危機前後から」反ファシズム抵抗運動の連帯に向け、「民主主義を最優先にする」というテッラチーニの思想的転換が始まっていたと指摘している。Livorsi, *op.*

- cit.*, pp. 55–56.
- (19) Gianotti, *op. cit.*, pp. 113–115. Giuseppe Fiori, *Vita di Antonio Gramsci* (Roma: Laterza, 1966), pp. 269–270.
- (20) *Ibid.*, pp. 266, 270.
- (21) Spriano, *op. cit.*, vol. I, p. 513. Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, p. 75. Archivio Centrale dello Stato (㊦㊧ ACS), Casallario Politico Centrale, 5071. Terracini, Umberto, 1928/9/28, 1928/10/12, 1929/1/5, 1932/5/1, 1938/4/30. ACS, Ministero della Grazia e Giustizia, Det. Pol. B19, F334, CD73, 1929/5/25, 1929/5/28. ノンヌム体制初期からの「重罪人」は「流刑地にせうじゆ」散歩ヤヌス同行者を認められず、隔離状態にまかれづじゆとの報告がある。 *Ibid.*, 1931/2/11.
- (22) Merini, *op. cit.*, 585. Spagnoli, *op. cit.*, p. 153.
- (23) Fiori, *op. cit.*, p. 266. The National Archives, Kew (㊦㊧ TNA), FO371/43797, R16151/15/22 (1944/10/4).
- (24) Merini, *op. cit.*, 586. Spagnoli, *op. cit.*, pp. 153–154. Giorgi, *op. cit.*, p. 81. TNA, FO 371/43797, R16151/15/22 (1944/10/4).
- (25) Spagnoli, *op. cit.*, pp. 148–152. Gianfranco D'Alessio (a cura di), *Alle origini della Costituzione italiana: I lavori preparatori della "Commissione per studi attinenti alla riorganizzazione dello Stato"* (Bologna: Il Mulino, 1969), pp. 187, 201. Palmiro Togliatti, *Opere*, vol. 5: 1944–1955 a cura di Ernesto Ragionieri (Roma: Editori Riuniti, 1984), pp. 207, 252. Luca Baldissara, "Tra governo e opposizione. Il ruolo del PCI nella costruzione della democrazia in Italia," in *Il PCI nell'Italia repubblicana 1943–1991*, a cura di Roberto Gualtieri (Roma: Carocci, 2001), p. 162.

二 除名された「異端者」

(1) 獄中での自律と追放

社共両党の再統一を頑固に拒否していたテッラチーニが、獄中で年を経ることに、むしろ保守層とさえ共闘す

る方向へ転換していったのは、何故であろうか。テッラチーニが戦争の不正義、社会の不正に憤り社会主義運動へ身を投じた原点に立ち返れば、ムッソリーニ独裁体制の確立は、反ファシズムを最優先に引き上げさせたと推測できる。なかんずく、彼が統一戦線を論外としていた時代の社会党は、体制側に妥協を重ね、明確な理念に基づく抵抗運動を展開できる勢力に見えなかったともいえよう。それでもテッラチーニは、強固な抑圧体制の基盤に対抗すべく、広範な連帯を提唱し始め、戦後の制憲議会準備委員会に参加して、初めての国民評議会における演説では、社会主義への言及さえ限定的になっていく。すなわち、民主主義の実質は反ファシズムにあるとして、自由と民主主義が進歩的政治プログラムと切り離せないと語ったのである⁽²⁶⁾。一方、グラムシも民主主義を優先する戦略へと向かっていたが、テッラチーニの場合、「国家の征服 (Conquista dello Stato)」より、規範や制度を通して「国家を改革する (Riformare lo Stato)」⁽²⁷⁾、さらには、中央集権的な国民国家の相対化にまで視野が拡大していく。この発想が、憲法に基づく民主主義こそ、社会紛争を平和的に解決するという戦後体制の根本理念へとつながっていった。

民主主義が戦略ではなく目標になるという思想上の転機は、皮肉なことに、政治的人間としてはマイナスなはずの獄中期に訪れた。かえって自由の完全な喪失が、共産党発足時から続いていた路線対立の図式を超越させ、テッラチーニの思想を深化させた側面もある。一方、テッラチーニの自律的討議に固執する姿勢は、常に正しい結論を導き出していたわけではないし、むしろ幽閉状態で党からも除名され、最悪の道筋をたどった。しかし彼自身は、意見の相違があったとしても、反主流派の除名には、ほとんど積極的に与しなかった。肅清と弾圧が荒れ狂った内憂外患の時代に、寛容でありながら自らの意志を曲げない態度は、自身が批判した「異端派」から学ぶ境地にさえ到達させていく。たとえば、テッラチーニが流刑地のヴェントターネ島で一緒になり、ほどなく離

党するアルティエーロ・スピネッリ (Aldero Spinelli) との微妙な関係は注目に値する。テッラチーニは当初、スピネッリのヨーロッパ連邦主義を、社会的計画の要請が無視されているとして、容易に反共主義へ転化されると、一旦は批判する。そして、連邦の思想がいかに高尚であろうと、経済的見地から社会変革を国内においても貫徹させない限り、単なる理論に留まるだろうと指摘した²⁸。

テッラチーニは、レーニンの資本主義における不均等発展を、ヨーロッパ連邦主義批判に延用して、社会問題の解決と経済的条件の平等化がなされなければ、政治的理想主義は不毛であると一蹴した印象を与える。ところが、一九四一年から一九四二年に彼が獄中で執筆した綱領草案には、「戦後になれば、ヨーロッパのナシヨナリズムは重要性を失う。国際的性格を有する新しいイデオロギーの発展は、主権と独立に基礎をおく国民的イデオロギーを超える」という記述が現われてくる²⁹。これは、スピネッリが離党後に合流したエルネスト・ロッシ (Ernesto Rossi) からヨーロッパ連邦主義者の、一九四四年五月に起草した「ヴェントテーネ宣言」に通じる議論であった。彼らは、警察のスパイが入ってくるのを恐れて閉鎖的になっていた共産党と異なり、ほかのグループに対して開放的であったことから、流刑地でも多くの共産党員が、ヨーロッパ連邦主義者の運営する食堂に出入りしていた。テッラチーニも、党から離れたスピネッリとの友人関係を継続したため、ヴェントテーネ島の党員と「反共」分子との交流を苦々しく思う共産党指導部は、無規律な行動として処分を検討するようになる³⁰。

共産党の中央集権主義は、テッラチーニに無縁であったわけではない。地域自治をめぐる彼の態度も、最初はヨーロッパ連邦主義への拒絶に近い対応と類似していた。とりわけ戦前のイメージから、テッラチーニは、偏狭な郷土愛や地域主義に懐疑的であった。南部主義を唱えたグラムシでさえ、行政の地方分権と地域の自律性を強調しつつも、共産党による政治的集中を信じ、連邦より統一を重視している。トリアッティも、前述した憲法裁

判所批判を展開した第五回党大会で、連邦主義に反対し、イタリアが一つの中央集権的な統一国家として政治的に組織される必要を説いた。しかしテッラチャーニは、制憲議会で社会全体の現状が明らかとなるにつれ、自分たちが抽象的な経済決定論ばかりに目を向け、市民個々人の生活に配慮の足りなかつた点を自己批判し始める。また、抵抗活動の過程で連邦主義的自治要求は、各方面から再燃し、スピネッリやロッシのヨーロッパ連邦運動、ルイージ・エイナウデイ (Luigi Einaudi) などの保守に属する連邦・自治思想をふくめ、テッラチャーニが取り入れた発想は多岐にわたつた。とくに知事任命制が、中央集権国家の支配を強め、地域における行政・政治・経済の主体性を奪っているという論点は、彼の大学時代からの知己であるエイナウデイから学んでいる。事実、テッラチャーニは、憲法制定期には政党を横断して、多様な市民社会が権威主義的制度と対峙する自治のあり方を模索していく。⁽³¹⁾

他方、保守系のエイナウデイも、州制度改革については、下からの民主主義を強調しなければならなかつた。まして、地方自治への市民参加に期待するテッラチャーニは、一九七〇年代になつても、官僚主義化した中央集権的国家機構が、既得権享受層を駆使し、穏健な刷新にさえ敵対していると、追及の手を緩めなかつた。しかし彼は、戦前の地方におけるボス支配を鑑みて、逆に自治体が排他的権限をもつた場合の問題も意識し、州による立法権の範囲を制限する(憲法第一一七条 動きも支持していく。つまりテッラチャーニは、権力を抑制するチェック・アンド・バランスにこだわり、特定の個人が政治機構の中で、圧倒的な権力を保持する状況に警戒的であつた。それは大統領、首相、知事をふくむ、あらゆる領域へおよび、権限に一定の枠を設ける点で一貫している。テッラチャーニは憲法の審議をめぐり、首相の役割規定(憲法第九五条第一項)について言及した最初の一人であり、大統領の直接公選制にも反対した。それは、彼にとって民主主義の実質が反ファシズムにあつただけでなく、

憲法こそファシズム体制との断絶を明確にする根幹であり、独裁、強権につながる諸要因を抑制する基盤となつたからであらう。⁽²⁾

ファシズムとの闘いに加えて、テツラチーニが直面したのは、党内での路線対立に端を発した自身の政治的孤立であった。コミンテルン第七回大会（一九三五年七月―八月）は人民戦線戦術を採択したが、イタリア共産党は、社会民主主義さえファシズムと同一視した従来の方針が抜本的に変わったと受けとめなかった。それまでの路線に関する自己批判もなく、党内はスターリンによる肅清の影響を受け、異端狩りの雰囲気が強まっていく。

さらに一九三九年八月の独ソ不可侵条約が締結されるや、各国共産党は人民戦線戦術すら放棄した事実を等閑視して、硬直的あるいは受動的な承認へと再度舵を切った。テツラチーニは、西欧諸国がヒトラー (Adolf Hitler) を東に向かわせようとする画策への対抗措置としてなら、独ソ不可侵条約に一定の理解も示したが、それをイデオロギー的教義として信奉することは拒否した。すなわち、西欧とドイツの間で等距離をとる緊急避難の意味を越えて、ブルジョワ民主主義をより悪しき敵と位置づける姿勢には、一線を画したのである。しかし、コミンテルンやソ連への従属を深めていた党幹部は、人民戦線を自由と民主主義の勝利に寄与する有効な戦術と判断したテツラチーニへの攻撃に腐心し始める。⁽³⁾

逆説的ながら、テツラチーニを除名にまで追い込む策動は、人民戦線としてスペインで内戦を戦った国際旅団に所属するルイジ・ロンゴ (Luigi Longo) が、ほかの旅団参加党员とともに、ヴェントターネ島へ一九四二年に移送されてきた頃から決定的となる。ロンゴは、戦後においてもバルチザンの神話を象徴する人物となつたように、到着後、程なく島内の共産党リーダーを任じていく。しかし、スペインにおける人民戦線戦術の実践は、同陣営内における「異端派」の肅清など過酷な痕跡を残しており、その不寛容さがテツラチーニを襲った。ロン

ゴは、自分たちの権威に従わない態度を明らかにした。ソ連、コミンテルンに従順でないテッラチャーニを一九四三年一月に除名した。除名に積極的であったロンゴとピエトロ・セッキア (Pietro Secchia) は、タスカの除名にも関わっており、路線をめぐる自己主張以上に、権力追求の色彩が濃かったといえよう。³⁴⁾ テッラチャーニは、「自分を培ってきた最後の根である理想的連帯を守り……自ら信じる党との直接対話を倦まずに試みた」が無駄であった。³⁵⁾ ロンゴとセッキアは、党指導部へ送った一九四三年二月の手紙で、テッラチャーニの書いた数百頁の弁明書を小説にすぎぬと一蹴し、資料として送付する暇も意志もないと書き記している。結局、テッラチャーニは党とコミンテルンに対して「犯してきた誤ち」を自己批判し、ヴェントターネ島の党指導者に行なった「誹謗、中傷を撤回」しない限り復党は認められないと、一九四四年八月になっても党指導部は断じている。³⁶⁾

対話を重んじたテッラチャーニも、一九三三年以来、テッラチャーニの除名に固執していたセッキアと獄中で同室になった際は、一年以上、言葉どころか挨拶さえ交さなかったという。さりながら、何故テッラチャーニは、タスカやスピネッリのように自ら離党を選択しなかったのだろうか。イタリア共産党の創設者としての責任意識と、強大なファシズム体制と闘うためには、一人でなく組織としての抵抗が必要であるという判断こそ、彼の踏み留まった最大の要因と考えられよう。期せずして、テッラチャーニと同じ道をたどった同志も存在した。カミッラ・ラヴェーラは、コミンテルン第七回大会をふくむ人民戦線戦術への路線転換に参画しており、独ソ不可侵条約の賛成者を批判したが、独ソ戦の開始で彼女の意見が正しかったと証明された後も、テッラチャーニ同様、ラヴェーラは攻撃されていった。テッラチャーニの除名が手続きのにも有効でないと述べたため、ラヴェーラは除名され、ヴェントターネ島における彼の数少ない友人となっていく。³⁷⁾ 彼女と詩を語り合う芸術家肌のテッラチャーニも、自身が「孤高の思想家」になりたいと望んでいたわけではない。むしろ、インテリが物事の解釈にこだわるとすれ

ば、政治的人間は現実の変革を志向すると指摘しつつ、後者を選ぶ彼は、組織的力が自分の思想を有効な行動へと転化させられると確信していた。⁽³⁸⁾

(2) オッソラ共和国総書記

一九四三年七月にムッソリーニが宮廷クーデターで逮捕されると、八月の初旬には流刑者たちのヴェントターネ島からの帰還が始まった。しかし、最初に戻った島内の共産党指導部が除名された者に近づくことを禁じたため、テッラチーニとラヴェーラは、ほかの黨員から警戒の対象となり、無視され続ける。上陸時に出迎えないまま、二人は自力で北部の親族を頼って避難所を捜さなければならなかった。とりわけテッラチーニは、北イタリアにおけるナチスのユダヤ人狩りにも遭遇しスイスへ逃れ、解放とは程遠い状態であった。セッキアを始めとする中北部共産党指導層は、党再建の主導権争いもあり、テッラチーニと党組織との接触を厳格に制限していく。むしろ彼に救いの手を差し伸べたのは、脱出先のスイス労働党（旧共産党）であり、社会党時代からの友人たちであった。さらに、本来なら一九四四年四月にトリアッティが提唱した国民統一政府（「サレルノの転回」）は、テッラチーニの獄中期より主張していた、保守層とも協力するという路線への転換を意味していた。それでも、党中央の大半は、自分たちの過去の立場を放棄せず、テッラチーニのような自律的行動をとる黨員に対して、不寛容な態度を改めなかった。しびれを切らした彼は一九四四年九月、ピエモンテ州スイス国境地域のオッソラ溪谷に成立したパルチザン解放区へ赴く決断をする。⁽³⁹⁾

誕生したばかりのオッソラ共和国でテッラチーニに活躍の場を提供したのは、社会主義青年同盟時代の友人で、高名な医師ながら故郷の病院に勤務した後、同じくスイスへ逃れていたエットーレ・ティバルディ（Ettore

Trialdi) であった。⁽⁴⁰⁾ オッソラ臨時政府首相となったティバルディは、「ロマンチックな社会主義者」で、共産党の「異端者」という評価など気にせず、テッラチャーニを政府の総書記に抜擢した。二人はともに「皮肉好みの、貴族的な距離感」を共有していたが、テッラチャーニは「識別・定義の天才」として明晰で鋭い判断を提供し、ティバルディの右腕となり、ティバルディは好感度の高さからコミュニケーション能力を発揮していく。⁽⁴¹⁾ テッラチャーニは政治的な仲介者として、法文書の草稿を作り、政治・経済組織を通じ、行政府と住民の関係をより親密かつ協力的なものにすべく活動した。彼は細心の書記となり、行政府の議事録から、市民生活に直結するもの、軍司令部の情報を選び出し、週約三回官報を発行する。この官報はレトリックを廃し、法をわきまえたものとなったが、わずか四〇日弱の共和国期間中、発刊数も一六号を数えた。テッラチャーニは情報公開に情熱を傾けただけでなく、ペーパーワーク、官僚主義を避け、自治体職員の主體的活動を奨励していく。⁽⁴²⁾ これは国家官僚から党官僚に至るまで、上意下達システムに対する彼の不信感が反映されていたと考えられる。さりながら、彼のオーガナイザーとしての緻密さは、オッソラ共和国がほかのバルチザン解放区に比べ、著しく活発な政治的取り組みを行なっていく誘引力となった。

テッラチャーニが携わった仕事は、外出禁止令から物価まで、必需品の配給から議会再建まで、戦没兵士の名誉に関する問題からバルチザンの組織化まで、多岐にわたったが、市民の自発性を尊重していた。たとえば、福祉担当にはイタリア近代史上、初の女性閣僚として共産党のジゼッラ・フロレアニーニ (Gisella Floreanini) が任命されたが、同時に女性たちの政治への実質的参加は広汎な分野でうながされた。母親たちは子供をスイスへ送るか話し合い、婦人たちは価格を統制し、支援食料の分配を決定している。また、市民は徴発を管理し、労働者自身が新たな労働契約について検討した。そして、夜にはホテルを会場として、テッラチャーニとキリスト教民主党

員が議論を闘わせたり、休日には広場で演説会が行なわれた。ただし、多様な勢力の協調によりオッソラ共和国が維持されている状況を自覚する行政府は、党派間の合意が困難な政治課題については、選挙が実施されるまで根本的な解決を延期すると表明している。それは行政が立法を無視せず、新しい民主主義の建設を最重視するというアピールでもあった。⁴³ テラチーニの体験したこの理想郷は、獄中における思想の変遷を新憲法制定へと有機的に結びつける契機となっていく。実際オッソラ共和国は、市民の主体性と地域自治の実験場となつたし、彼も住民の自然発生的諸活動から多くの実践形態を学んでいた。

ほかのパルチザン解放区とオッソラ共和国の最大の違いは、ピエモンテ州を見ても、多くの解放区が戦争の遂行に力点をおく一方で、オッソラ共和国の場合、ファシズム後の社会をいかに作っていくかへの関心が強かつたことである。ほかの解放区でも、代表の選出や市民参加による自主組織の形成は試みられているが、即決裁判なドファシストに対する憎悪から来る超法規的暴力の発生は著しかった。しかし、オッソラ共和国においては、成立したばかりの数日間をのぞき、報復行為も限定的であつたのは特筆に値する。また、解放がただちに、外からの政治宣伝と党派間対立を招き寄せる現象も、オッソラ共和国の臨時政府内では比較対的に少なかった。さらに、ほかの解放区では物資配給が政策の中心を占める情勢下で、「オッソラ学校憲章」まで発布して教育理念を唱え、公開市民講座さえ実施したのは稀有な例といえよう。⁴⁴

オッソラ共和国が、ここまで自律的な民主主義の特徴を際立たせ、かつテラチーニへ活躍の舞台を供給できた要因には、以下の三つが考えられる。第一に、スイス国境に近く、開放性が高かつたうえ、ドイツ軍支配地域にブロックされ、ミラノやトリノのパルチザン指導部から直接指令を受ける局面が少なかった点をあげられる。それ故、テラチーニの排斥を策動していた中北部共産党幹部も、オッソラ共和国へ直接影響を及ぼしにくかつ

た。第二に、パルチザンの軍事組織自体も、保守系の軍人出身者、政治的には中立な共和主義者をそれぞれ指揮官にもつ部隊と共産党系のガリバルディ旅団といった複雑な構成で、相互の合意形成が不可欠になっていた。しかも、同地域におけるガリバルディ旅団の有名な指揮官チーノ・モスカテッリ (Cino Moscatelli) は、かつてテラチーニと同じ監獄に囚われており、盟友関係にあった。第三に、ファシズム体制崩壊後のイタリア人自身による統治のモデル・ケースとして国際的注目を集め、世界各国のジャーナリストがオッソラ共和国を訪れていた点も有利に働いた。無論、多くの人々が外から流れ込んでいたため、住民との摩擦は生じやすく、反ファシズムのネットワークを熟知しているテラチーニのような人物が、オーガナイザーとして枢要な役割を果たしたと推測できる。また、英米連合軍が反共主義の保守系部隊にのみ、軍事物資の空輸投下を実施するなどの問題もあり、自立性の高かったオッソラ共和国でさえ、政治干渉と党派対立の民主的克服は優先事項と認識された⁽⁴⁵⁾。

共産党にとつても、オッソラ共和国の意味は多義的であった。ピエモンテ州のチーノ・モスカテッリ率いるガリバルディ旅団は精強をもつて知られていたが、政治的には党の方針に沿っているのか、疑問視されていた。奇しくもイギリス側のガリバルディ旅団に関する評価も同様で、兵士の政治的無関心を理由に、政治コミッサールが派遣されていると指摘している。党指導部は、モスカテッリとソ連との密接なつながりを宣伝したが、彼自身はテラチーニとの獄中体験により、固い友情で結ばれていた。オッソラ共和国におけるガリバルディ旅団のリードでは、共産党員がテラチーニを遠まきにして避けていたのを、チーノは彼に近づき抱擁する。テラチーニをよく知る苦楽をともにした人々は、彼と祝盃をあげ、若かったフロレアニーニも古い政治的しがらみが少なく、彼を排除しなかった。戦前からの党幹部は規律の名のもとに介入したが、オッソラ共和国の政策は穏健で、むしろ「サレルノの転回」に沿っていた。旧来の硬直した領袖や党官僚をよそに、戦後、トリアッティを助

ける専門家集団には、モスカテッリ、フロレアニーニも参加することになる。⁽¹⁶⁾

加えてオツソラ共和国は、ファシズム体制が破壊した法治主義を再構築するという文脈で、重要な模範を提示している。それは、ファシストの立法と法運用を根源的に否定し、民主的原理、すなわち人権と公正の普遍原則を確立するため、自らの権力自体も厳しく律した点にある。まず、ファシストの追放と逮捕について、各政党の代表が市民を選び、追放委員会を創設し、行政府へ提案を行ない、警察の一方的な逮捕には制約が課せられた。さらに、法律顧問、臨時裁判官として社会党系弁護士エツイオ・ヴィゴレツリ (Ezio Vigorelli) が起用され、ファシスト、対独協力者の嫌疑をかけられた者も、バルチザン、住民に直接害を与えそうなケースをのぞき拘束されなくなる。逮捕された場合でも、その家族には食料が保障され、街の非人道的な監獄に代わって設置された収容所では、まともな食事が提供され、病人には特別食さえ用意された。これはファシストとは異なる、人格の尊厳を重んじた処遇であったが、容疑者を好遇する対応にはバルチザン兵士からも批判が集中した。しかし、ヴィゴレツリ自身、一九四四年六月にはナチ・ファシストに二人の息子を殺害されており、報復やスパイの処刑を主張する人々も、彼の前では沈黙せざるを得なかった。また、被害を受けた住民以外の人々が流入し、国際的に注目されていたことが、即決裁判などの過激な措置への歯止めになった可能性もある。結局、逮捕者は一人も処刑されず、収容所の中では反ファシストに転じる者さえ現われていった。⁽¹⁷⁾ こうした極限状況においてなお、公正と寛容さが追求されたのを目撃して、戦後のテトラチーニは、刑罰より、更生に強い力点をおく方向へ進んでいったと推察できる。

英米軍は、この「左翼」が主導する共和国を見捨て、一九四四年一〇月、ドイツ軍は一斉攻撃を開始し、重砲もふくむ約一五〇〇〇人の部隊を投入したが、わずか三〇〇〇人程度のバルチザンに対し、一週間を予定してい

た掃討作戦は大幅に遅れを来していく。テッラチーニは彼我の勢力差を意識して、撤退を覚悟したが、バルチザン指揮官たちは、最後まで圧力や強制を臨時政府にかけず、住民や住居、生産施設の安全を確保する努力が続けられた。こうして、人口の半数以上に当たる三五〇〇〇人の市民は、ドイツの支配よりスイスの難民収容所を選び、国境を越える。テッラチーニとほかの指導者たちもスイスへ移動したが、その際に一緒に、住民へ乱暴を働き逮捕された二人のファシストが護送されていた。スイス側は二人の入国を拒否し、臨時政府指導部は彼らを殺すか、解放するかを選択を迫られるが、彼らは国境で釈放されたのである。無論、オッソラ共和国のケースは極めて例外的で、ほぼ同時期のガリバルディ旅団ロンバルディーア司令部には、ナチ・ファシストへの復讐として捕虜四五人を処刑したという報告もたらされている。ただし、この間、ドイツ軍とファシストが老若男女から子供までを大量に虐殺していた事実⁽²⁶⁾は、「赤い」バルチザンを敵視するイギリス側の情報でさえ頻繁に言及しており、血の復讐の連鎖を止めるのは容易ではなかった。それだけに、法治主義の再編と民主主義の確立は、テッラチーニにとってファシズム体制崩壊後の不可欠な課題となっていた。

- (26) Livorsi *op. cit.* p. 55. Francesco Barbagallo, "Terracini, comunista antistalinista, alla Costituente e al Senato," in Agosti, *op. cit.*, p. 136.
- (27) Baldissara *op. cit.*, pp. 141-143, 148. テッラチーニは、中央集権化された国家に対し、地域の自律を復活させることが、ひたひたは東西ブロックの論理克服と世界平和につながる、自由と平等を担保すると指摘している。Corrado Malandrino, "Umberto Terracini alla Costituente: La questione delle autonomie regionali," in Agosti *et al.* *op. cit.*, pp. 74-75.
- (28) Del Pont, *op. cit.*, pp. 99-100. Malandrino, *op. cit.*, pp. 70-71.
- (29) *Ibid.*, p. 71. FIG, APC, Partito, Fondo Mosca, Umberto Terracini, Discussioni al confino di Terracini 1941-1942, mf. 176.

- (30) 石田憲『敗戦から憲法へ——日独伊憲法制定の比較政治史』（岩波書店、二〇〇九年）、六六頁。Gianotti, *op. cit.*, p. 110. ウェントナーネ島では、八〇〇人の流刑囚のうち、共産党員が約半数を占めていたものの、党内における意見の違いは、異論排除が始まるまで著しかった。*Ibid.*, pp. 141-142.
- (31) Malandrino, *op. cit.*, pp. 67-69, 71-74. Umberto Terracini, *Come nacque la Costituzione*, intervista di Pasquale Balsamo, 2. ed. (Roma: Editori Riuniti, 1997), pp. 62, 65-66. Spagnoli, *op. cit.*, pp. 156-157.
- (32) Malandrino, *op. cit.*, pp. 73-74. Spagnoli, *op. cit.*, p. 155. Merlini, *op. cit.*, 594-595. Baldissara, *op. cit.*, p. 150.
- (33) Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, pp. 114-123, 137. Id. *Al bando dal Partito*, pp. 20, 71.
- (34) Gianotti, *op. cit.*, pp. 150, 152-153. Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, pp. 90, 126, 147, 150. Sergio Bertelli, *Il gruppo: La formazione del gruppo dirigente del Pci 1936-1948* (Milano: Rizzoli, 1980), p. 92. Terracini, *Al bando dal Partito*, p. 85. De Grand, *op. cit.*, p. 64.
- (35) Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, p. 90.
- (36) Pietro Secchia, "Il Partito comunista italiano e la guerra di Liberazione 1943-1945: Ricordi, documenti inediti e testimonianze," *Annali Istituto Giangiacomo Feltrinelli*, Anno 13 (1971), 196-197. Terracini, *Al bando dal Partito*, p. 171.
- (37) *Ibid.*, p. 18. Giorgio Bocca, *Una repubblica partigiana: Ossola 10 settembre - 23 ottobre 1944* (Milano: Il Saggiatore, 2005), p. 57. Gianotti, *op. cit.*, pp. 140, 154-155. Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, pp. 90, 121. Livorsi, *op. cit.*, pp. 57, 59.
- (38) Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, p. 139.
- (39) Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, pp. 126-128, 140-141, 147-148. Francesco Onoedo Zorini, "Terracini dalla liberazione dal confino alla 'repubblica dell'Ossola'," in Agosti, *op. cit.*, p. 110. Umberto Terracini, *Quando diventammo comunisti: Conversazione con Umberto Terracini tra cronaca e storia*, a cura di Mario Pendinelli (Milano: Rizzoli, 1981), p. 135.
- (40) *Ibid.*, pp. 135-136. Michele Beltrami, *Il governo dell'Ossola partigiana*, con una testimonianza inedita di Umberto Terracini (Roma: Sapere 2000, 1994), p. 11.

- (41) Bocca, *op. cit.*, pp. 27, 57.
- (42) Zorini, *op. cit.*, pp. 121–123. Gianotti, *op. cit.*, p. 166.
- (43) Beltrami, *op. cit.*, pp. 12, 16. Bocca, *op. cit.*, pp. 61–62. Zorini, *op. cit.*, pp. 119, 123.
- (44) Istituto piemontese per la storia della Resistenza e della società contemporanea, Fondo Grossa, B FG3, a. Comando Brigate Garibaldi Piemonte, Costituzione e attività degli organi del potere democratico nelle zone liberate, dattiloscritto dell'opuscolo diffuso dal Comando garibaldino, ottobre 1944. 鈴木一成「オッソラ共和国」の光と影——イタリヤにおける「バルチザン解放区始末記」『SPANIO』第二〇巻、第一号（一九八九年）二九。オッソラ共和国臨時政府は、イギリス側がイタリヤ植民地の剥奪を公表した際、賛成したうえで、植民地においては自由が回復されるべきで、同地が戦利品として分割されるべきではないと宣言している。これに対し、外務省の要職を務め、テッラチーニと制憲議会議長職を争うことになる保守派のスフォルツァ（Carlo Sforza）は、ほぼ同時期のイギリス外務省報告によれば、すべての植民地保有国が植民地を国際的行政機構に委託するよう提案を行ない、事実上、委任統治領として旧植民地の保持を画策していた。Bocca, *op. cit.*, p. 62. TNA, FO371/43796 R13669/15/22 (1944/8/23).
- (45) Beltrami, *op. cit.*, pp. 13, 32–33, 43, 73. Bocca, *op. cit.*, p. 25. 鈴木、前掲論文、二四—二五、二八、三〇。FIG, Brigate Garibaldi, Sez. VII, Cart. I, F4, 08638; F23, 08837–47.
- (46) *Ibid.*, F4, 08639bis; F19, 06458. TNA, WO204/9907, Ref. ACC/507/2/Pat (1944/11/3). Gianotti, *op. cit.*, pp. 167–168. Beltrami, *op. cit.*, pp. 13–14. Terracini, *Come nacque la Costituzione*, p. 22.
- (47) Beltrami, *op. cit.*, pp. 43, 70–73. サイコロネリは、スイスに命中、ヴェントターネ島にテッラチーニと幽閉されていたヨーロッパ連邦主義者のロッシと同じ家に滞在していた。Bocca, *op. cit.*, p. 25.
- (48) Zorini, *op. cit.*, p. 124. Gianotti, *op. cit.*, pp. 170–171. Beltrami, *op. cit.*, pp. 14–15, 98. Terracini, *Quando diventammo comunisti*, pp. 137–138. FIG, Brigate Garibaldi, Sez. VII, Cart. I, F19, 06567. TNA, FO371/43877, R15763/155/22 (1944/9/30); R18169/155/22 (1944/11/1).

三 新憲法制定における「公正な仲介者」

(1) 党復帰から憲法制定議会議長へ

ナチ・ファシストからオツソラ共和国への一斉攻撃が加えられる直前の一九四四年一〇月二日、共産党中央はテッラチャーニに「誠実で正直な自己批判」をなお要求していた。しかし、テッラチャーニの指摘する通り、党指導層の大半が「サレルノの転回」による路線変更を受けて、むしろ自己批判すべき状況にあったものの、彼らは権力をもっていた。これに対し、テッラチャーニの判断が常に正しかったわけではないとしても、獄中から戦後につながる彼の三つの特徴が抽出できる。第一は、情報の共有化であり、批判に直面して指導部へ自らの見解を伝える努力であった。党は外に開かれてこそ、新しい道が見いだせると考えたが故に、テッラチャーニはオツソラ共和国での緻密な広報活動に没頭したのである。第二は、ファシズムに抗する多元性の強調である。それがムツソリーニであれ、スターリンであれ、ある指導者や指導部による無謬性の主張から、テッラチャーニはもつとも遠く離れていく。第三は、異なる情報と立場を尊重し、対話していく民主主義への信頼が重要となる。「サレルノの転回」こそ、保守層もふくめた反ファシズム統一戦線の始まりを告げ、オツソラ共和国は、複数の政治勢力をつなぐ実践例となった。⁴⁹ これら三つの特徴は、以下に見る如く、テッラチャーニが制憲議会議長に就任する際、伏線となり、彼の議長としての資質にも反映されている。

スイスに逃れて半年、テッラチャーニは党復帰に向けての活動を続けていく。その間、同じ難民であった女優の MARIA・ラウラ・ロッカ (Maria Laura Rocca) と再婚するが、彼の前妻アルマ・レックスは二〇年以上、彼と会

えぬままソ連へ帰国し、秘密警察の監視下におかれていた。チーノ・モスカテッリなど多くの友人たちがテッラチーニを支援し、一九四四年一月一日に党指導部は、テッラチーニを「党の仕事」に戻す決定を出す。しかし、そこには留保なく党の路線と規律に従い、獄中の議論を再び持ち出したり批判しないという諸条件がつけられていた。しかも、ローマの幹部は、彼に党の政治指導を委ねさせないとまで付言している。これは「党の仕事への復帰」であっても、「党への復帰」ですらない内容とテッラチーニは自覚したが、トリアッティをコントロール不能な議論に巻き込めないと察したテッラチーニは承諾する。テッラチーニを擁護して除名されたカミッラ・ラヴェーラに至っては、体調を崩し農民の子供たちの教育に従事していたが、一九四五年五月にトリアッティがトリノで彼女をほかの黨員の前で抱擁し、ようやく党務への復帰が実現した。ともあれ、パリ経由でローマに戻ったテッラチーニは、二〇年以上ぶりにトリアッティと再会するが、あたかも前の晩に会っていたかのような簡潔な応対の後、翌日から選挙事務所で働く要請がなされる。⁵⁰

テッラチーニと再会した際、トリアッティが過去について唯一ふれたのは、選挙担当にした理由で、「君は一度も棄権主義者（astensionista）ではなかったからな！」という言葉であった。⁵¹ トリアッティがテッラチーニの復帰に尽力し、一九四五年二月—一九四六年一月のイタリア共産党第五回党大会で、彼に「民主主義」というテーマの報告を依頼したのも、党内の路線をめぐる政治的綱引きにおいて、トリアッティ自身の陣営補強が意識されていたと考えられる。トリアッティは「新しい党」が労働者と人民の党として、批判と宣伝のみならず、積極的かつ建設的行動を通じ、国家へ関与していくべきであると判断した。すなわち、レーニンの想定した「前衛の党」ではなく、人民のために日常的課題を解決し、議会での活動、労働組合の組織、地方自治体の管理、協同組合の運営に従事していく方向性が模索され始める。しかし、テッラチーニを除名に追いついたロンゴ、セッキ

アなどは、党が非合法化されていた時代の厳しい規律とモスクワの意向に従う習性から脱却しておらず、トリ
 アッティはこうした革命路線の強硬派とバランスをとりながら、調整を余儀なくされている。実際、一九四六年
 末の時点でアメリカ駐伊大使館は、指揮官セッキアの下、二万から八万人の共産主義武装集団が形成されてい
 と本国へ報告した。共産党側は逆に、一九四六年二月の指導部会議で、国民投票によって共和制が明確に選択さ
 れなければ、君主主義者と軍が結託してクーデターを起こすのではないかと真剣に警戒している。たしかに、同
 じアメリカ駐伊大使館報告も、右派の武装集団が、左派と同規模に存在すると指摘していた。³²⁾

テッラチャーニのおかれた立場は、自党の行政や党機関そのものに直接影響を与えにくかったし、彼が携わった
 選挙活動の組織化は、逐一ロンゴやセッキアなど指導部の指示を仰がなければならなかった。それでもテッラ
 チーニは、党内で彼の排除を試みる反対者たちより、トリアッティの路線と適格的であったし、除名中に接触を
 絶たれていた各地の同志たちと連携を深めていく。さらに、テッラチャーニは社会党、行動党、共和党とも協力を
 進めるべく働きかけたが、熱心な黨員ほど、ほかの勢力と対立する状況に直面した。党内部では、当選第一主義
 のみならず、そもそも選挙政党への転換に不満が噴出しかねなかった、とテッラチャーニは記録している。しかし
 ながら、彼自身が破壊分子、共産主義者として迫害され、ファシズムの敵としてだけでなく、議会制民主主義の
 敵として蔑まれていた時期とは、隔世の感があった。一九四六年六月にジェノヴァ選出の制憲議会議員となった
 テッラチャーニは、トリアッティに次ぐ共産党議員団副代表に指名された。³³⁾

一九四六年六月、制憲議会の議員選挙と同時に行なわれた国民投票では、共和制が選択され、七五人の委員に
 よる憲法委員会が発足する。テッラチャーニは、憲法委員会内に設けられた三つの小委員会のうち、「国家の憲法
 上の組織」を審議する第二小委員会の委員長に就任した。第二小委員会では、前述した地方自治をふくむ行政や

司法制度に関する問題が話し合われた。彼にとって幸いだったのは、当時は共産党選出議員と共産党本体とのつながりが希薄で、党組織の専門家であるロンゴ、セッキアなども、国家制度の問題に介入してこなかった点であろう。また、デ・ガスベリ (Attilio De Gasperi) 政府も、個々の条文については干渉せず、制憲議会もその余地を与えなかった。このため、各党指導部や政府から独立し、主要政党の代表は合議、妥協を基礎として、憲法委員会により憲法の基本的テキストを起草した。戦争直後における共産党は法律の専門家が少なく、テッラチーニは制憲議会の準備委員会委員や高等裁判所顧問を務めていくうち、法律の本質を捉える能力から、彼の政治信条とは別個に、より高い評価を得て、制憲議会副議長に選出される⁽³⁴⁾。

さりながら、テッラチーニが議長地位まで昇りつめる道程は、左右対立の激化する政治情勢と連動し、平坦なものではなかった。制憲議会選挙の結果、第一党となったキリスト教民主党は、デ・ガスベリ首相のもとで、反ファシズム政党による連立政府を形成したが、制憲議会議長には第二党の社会党から、ジュゼッペ・サーラガト (Giuseppe Saragat) が選ばれた。ところがサーラガトは、後述するように、アメリカ側から大量の資金提供を受け、社会党を分裂させ新党党首に就任してしまう。しかも、党首との兼任が難しいという理由により、議長の辞職を願い出たのである。当初、制憲議会は政治的均衡が崩れると難色を示したが、サーラガトの辞意は強く、やむなく受諾された。これにともない、議長が伝統的に政府と連携してきた戦前の経緯をたてに、保守系政治家の議長を要求する動きも顕在化した。それでも、四人いた副議長の中では最大票を獲得し、以前からサーラガトに代わり、司法・政治的意味から主要な役割を果たしてきたテッラチーニが議長候補として浮上していく。一方、実際の選出過程では政治的思惑が錯綜し、トリアッティはキリスト教民主党に対し、テッラチーニに投票しなれば、社会党の分裂により第二党へ繰り上がった共産党が、政府から引き揚げるといふ揺さぶりさえかけていた。

他方、共産党内でも、テツラチーニを議長という名誉職につけて、彼を周辺化させる意図が働いたとの指摘もある。⁽⁵⁵⁾

結局、テツラチーニは一九四七年二月八日に、過半数以上の票を得て議長に互選された。イギリス系通信社への配信記事は、極右の議員もふくまれていた制憲議会が共産党のテツラチーニを選んだ事実自体、奇跡に近いと評している。同記事は、議会経験の少ない議員が大きな割合を占め、政党内の対立も激しさを増していたと、当時の政治背景を説明した。⁽⁵⁶⁾とりわけその一週間前には、厳しい条件を課された講和条約が調印され、デ・ガスペリは左翼勢力の閣外放逐へ歩みを早めていく。こうした状況下で、テツラチーニは就任演説において、各党へ精神的、国民的連帯と政治的、社会的理想を忘れぬよう訴え、「イタリア共和国に堅固な合法性の砦である憲法を与える」べく、各政党間の友愛を求めた。⁽⁵⁷⁾議長就任後の彼は、疲れを知らぬ厳格な「用語の管理者」として制憲作業に従事していく。そして、技術的な整序では不十分な場合には、深刻な事態を乗り越えるべく、アピールを発していった。⁽⁵⁸⁾テツラチーニがオーガナイザーとして傑出していたのは、共産党創設期には急進的活動家として、オツソラ共和国では市民的総書記として、そして制憲議会議長就任の後には穩健的の仲介者にと、それぞれの必要に応じた役割をこなし切れた能力の故と考えられる。

(2) 「難しい、やっかいな共産黨員」

共産党に復帰してからもテツラチーニは、ほかの党幹部からは「難しい、やっかいな」存在として警戒された。実際、彼は憲法制定と並行して、党が図式的な経済構造の議論を重視するあまり、国家や市民生活の諸課題に対処する準備を怠っていると気づき、党の方針に苦言を呈し続ける。なかんづく地方自治推進、司法・行政改革へ

の対応が遅れ、市民個人の生活に寄り添っていないと不満を募らせた。たとえば、共産党は国家と教会の關係について、ラテラーノ協定遵守の立場（憲法第七条）をとつたため、教会婚の制度化を認め、家族の世俗化、離婚、中絶などの問題に正面から向き合わなかった。一方、テッラチーニは、国家の特定部分が強権的性格を有しないための制度的担保（ストライキ権の確立、刑法改正、憲法裁判所設置、州制度改革、首相の権限抑制）を提起し、市民の自律を奨励しながら、社会的弱者の擁護に努めていく。彼は非嫡出子の平等を、哀れみからではなく個人の尊厳として主張し、外国人の庇護権（憲法第一〇条第三項）を支持したのである。それは、テッラチーニ自身がファシズム体制、共産党双方から異分子扱いされ、出国を余儀なくされた被抑圧体験に基づくと推察できる。⁵⁹

トリアッティも、ブルジョワ民主主義をイタリアにおける唯一の可能性と自覚し、新憲法で労働のあり方、社会的連帯が規定されると、進歩的共和国の道をさらに模索していった。ただし彼は、一般大衆が法的抽象性を理解しないのに対し、党が権威ある言葉で語りかける必要を述べている。テッラチーニも憲法に関して、あいまいな議論から抽象性を高めるべきであると指摘していたが、トリアッティはテッラチーニと異なり、参加より指導を重視し、党の正しさを強調する役割に忠実で、少数者の視点が欠落しやすかったかも知れない。それでも、テッラチーニの回想によれば、トリアッティは、党利党略に起因する要求を、制憲議会議長のテッラチーニにしたことは一度もなかったという。⁶⁰

また、両者の立論の違いを際立たせて興味深いのは、二人がともに女性参政権を支持しながら、その理由に差が見られるところである。トリアッティは、政治的配慮を先行させ、一九四四年八月のイギリス外交文書によれば、カトリックの女性票に期待できないものの、行動党が女性参政権を強く打ち出しているため、その対抗上、賛成せざるを得なかったとされている。実際、一九四六年二月の指導部会議では、トリアッティ自身、男性の共

産党支持率が四四パーセントに比べ、女性が二二パーセントという調査結果を確認していた。他方、テッラチャーニは一九四六年九月に、上院を職能代表とする案へ強い反論を展開した際、「上からの指名」になると同時に、女性の選出が阻害されるとその根拠を明示した。進歩的な党の威信にこだわるトリアッティと、実質的参加を追い求めるテッラチャーニのスタンスの相違がよく現われた事例とも認識できる。⁽⁶¹⁾

両者間の懸隔がもつとも大きかったのは、国際共産主義運動をめぐる見解で、議長就任後もテッラチャーニのソ連批判は衰えを知らず、トリアッティを悩ませていく。テッラチャーニは、党内でマーシャル・プランに関するソ連の対応を酷評し、コミンフォルムへの加入決定に疑義を呈するに留まらず、ソ連からは何の支援も受けていないとさえ発言した。⁽⁶²⁾しかし、決定的に物議をかもしたのは、一九四七年一〇月に彼が西側メディアへ、米ソ両国がヨーロッパ諸国へ政治的影響力行使すべきではないと語り、「もしそれでも戦争が起きれば、イタリアはそれが誰であれ侵略者に反対する」とまで踏み込んだ点である。イギリス外務省は、テッラチャーニのインタビュについて、共産党の民主的外観を整えるのに役立つしていると分析したが、テッラチャーニの公正と独立という評判が自身の党内における地歩を失わせていると注釈した。⁽⁶³⁾党指導部はテッラチャーニを激烈に批判したが、彼が議長でなかったら、追及はさらに強くなっていたはずである。彼のスターリン主義批判は、地方支部にスターリンの肖像が掲げられていない状況へ不満を漏らす党幹部には、そもそも受け入れられなかったし、党を率いるトリアッティは、個人主義の危険な表出として、テッラチャーニの「ボルシェヴィキ精神の欠如」を非難した。⁽⁶⁴⁾

しかしながら、テッラチャーニは、ソ連ばかりを難詰の対象としていたわけではない。同じく一九四七年一〇月には、アメリカ側へも制憲会議議長として辛辣なコメントを公にした。それは、サーラガトがアメリカから大量の資金提供を受けた事件に関連して、アメリカの伊米労働評議会会長が、共産党とテッラチャーニを中傷する発言

をしたためであった。同会長は、サーラガトが大金受領の事実を記した手紙を共産党に盗まれ、その問題をテッラチャーニに訴えていたと指摘したうえ、自分はトリアッティにも金を渡していたと暴露したのである⁶⁵。これを受けて、テッラチャーニは公開書簡で、国を代表する人間に野卑で不当な言いがかりをつけていると反撃した。そして、植民地差別とも思われる激しい調子で、以下の駁論をあびせている。「イタリアを植民地と考え、制憲議会議長に対してさえ、あたかも無作法な外人部隊将校の如く、奴隷部族を侮辱するような態度を示すのでしょうか。最大の正確さと最小の驕りをもって警告します⁶⁶。」テッラチャーニの憤りは、相手を一方的に犯罪者扱いする傲慢さへの反発に加えて、潤沢な資金で相手に優越感をひけらかす尊大さに向けられたと推測できる。ソ連の強権性に飽くなき異論を唱え続けるだけでなく、アメリカの偽善的金満家にも軽蔑を顕にするとところが、反骨者テッラチャーニらしい「難しさ」なのかも知れない。

これら米ソ批判のみを取りあげれば、テッラチャーニは制憲議会議長の権威を背景として、喧嘩早い政治的発言ばかりしている印象さえ与える。しかし、たとえば、彼が戦前の工場占拠時代から追い求めてきた労働者の主体的参加権について、キリスト教民主党が大幅な修正を施しても、議長としての職責を優先し、総会における個人の意見表明は控えたのである。たしかに前述の如く、憲法第四六条の文言は、左派の閣外追放にともない、労働者の「企業管理参加権」が「企業管理協力権」へと変更され、ストライキ権（憲法第四〇条）同様、条件が課せられ、社会的諸権利としての意味を著しく減じてしまった。また、テッラチャーニは党内での微妙な立ち位置にも拘わらず、自党議員を特別扱いするという発想がなかった。彼は、議会運営をめぐる戦術的理由から党の指示で議事に欠席した共産党議員たちへ、批判の手紙を回覧の形で送り、国民の信託を受けて憲法制定に献身すべき代表がサボタージュを行なつたと詰問している。逆に、テッラチャーニの公明正大な姿勢は、キリスト教民主

側から提出された「神の名のもとに」という文言の憲法条文への挿入を撤回させるのに寄与した。そして、テッラチャーニの民主的プロセスを重視する一貫性は、イタリア共産党の立憲主義を代表するシヨーウインドウの機能を果たし、彼が独立と公正を守っているという評判は、内外で高まっていた。⁽⁶⁷⁾

テッラチャーニは、反ファシズム統一戦線を基盤とした連立政府に亀裂が生じて、左右対立の進行する難しい情勢下で、憲法をめぐる激しい議論においても、政治的衝突から距離をおき、公平さと有能さを発揮する。わずか一カ月の間に、一七〇の会合、一〇九〇の報告、一六六三の修正案に対応し、合理的かつ厳密な手順を守りながら、なお十分に議論の時間を担保しつつ、一九四七年一月二二日の投票にまでこぎつけた。イタリア共和国憲法は、賛成四五三、反対六二で可決される。⁽⁶⁸⁾ 可決の日、テッラチャーニは自らの制憲議会演説で、労働者階級が人民の闘争の一線に立ち、民主的で自由な国家を築くと述べる一方、民主主義の獲得を基礎に、穏健な発展を遂げれば、それが純粹な社会革命へ至ると指摘している。同時に、憲法への投票こそ、対立、分裂を越えて、イタリア共和国という一つの確実なコミュニティを形成する機会であると主張した。⁽⁶⁹⁾ これを受けて、保守の長老政治家オルランド (Vittorio Emanuele Orlando) は、テッラチャーニの権威が克服しがたい不和さえ解消させたと感謝し、「彼は真に偉大な議長だ。生来の完璧な議長だった」と絶賛した。⁽⁷⁰⁾ 二人の演説は、共和国憲法が反ファシズム共同行動の最後の煌めきと称されたように、革新と保守の協力を象徴する一幕となった。逆説的ながら、テッラチャーニは「難しい、やっかいな」存在と党内で疎外されていたからこそ、不偏不党の議長として保守からも尊敬を集めたのである。⁽⁷¹⁾ 一匹狼的であることは、信頼のネットワークを作りにくくするのではなく、むしろ少数者に配慮したオーガナイザーへと転じる可能性も示唆している。

- (49) Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, pp. 118, 140. Livorsi, *op. cit.*, p. 61. Umberto Terracini, *Sulla svolta: Carteggio clandestino dal carcere, 1930-31-32*, a cura di Alessandro Coletti (Milano: La Pietra, 1975), p. 59.
- (50) Gianotti, *op. cit.*, pp. 172-173. Terracini, *Al bando dal Partito*, pp. 7-8, 182-185. Zorini, *op. cit.*, pp. 125-126. Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, pp. 136-137, 143-144. Spirano, *op. cit.*, vol. V, pp. 382-383. 制憲議会議長に就任した後の一九四七年一〇月になってから、テラチーニは「マリノ・ラウラとの事実婚を保守系新聞などによって不道德と攻撃されている。彼および彼の行動をよみにした人々の人生は、茨の道でもった。Anna Tonelli, *Gli irregolari. Amori comunisti al tempo della Guerra fredda* (Bari: Laterza, 2014), pp. 38-41.
- (51) Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, p. 144.
- (52) *Ibid.*, pp. 145-147. Gianotti, *op. cit.*, pp. 184-185. *Foreign Relations of the United States, 1946-V* (Washington: Government Printing Office, 1969), p. 952. このコーナー問題が議論された一九四六年二月十六日の指導部会議の「トリアマッテイは軍事の対抗措置に消極的であった」。FIG, APC, Partito, Fondo Mosca, Direzione Verbali, Paccos25/III, 16 febbraio 1947, mf 272.
- (53) Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, p. 146. Gianotti, *op. cit.*, pp. 185-186. Renzo Martinelli e Maria Luisa Righi (a cura di), *La politica del Partito comunista italiano nel periodo costituente: I verbali della direzione tra il V il VI Congresso 1946-1948* (Roma: Editori Riuniti, 1992), p. 21. Terracini, *Come nacque la Costituzione*, p. 19.
- (54) *Ibid.*, pp. 15-16, 18, 21. 高橋利安「労働に基礎を置く民主共和国」についての考察(一)——イタリア共和国憲法第一条第一項の成立過程を中心として」『早稲田大学大学院法研論集』第三六号(一九八五年)、『二一九』、『二二七-二三〇』。Spas-noli, *op. cit.*, p. 146.
- (55) Merlini, *op. cit.*, 572-574. Terracini, *Come nacque la Costituzione*, pp. 18-19. Barbagallo, *op. cit.*, p. 137. FIG, APC, Partito, Fondo Mosca, Direzione Verbali, Paccos 25/III, 4 febbraio 1947, mf 272.
- (56) FIG, APC, Partito, Fondo Mosca, Umberto Terracini, 27 ottobre 1947, Riccardo Luzzatto, “The Speaker of Italy’s Assembly”, mf 176.
- (57) Merlini, *op. cit.*, 574.

- (85) *Ibid.*, 578. Renato Balduzzi, "Un comunista del dialogo alla Costituente," in Aldo Agosti *et al.* *op. cit.*, p. 113.
- (86) Del Pont, *op. cit.*, p. 97. Terracini, *Come nacque la Costituzione*, pp. 63-66. Merini, *op. cit.*, 582-583. Spagnoli, *op. cit.*, pp. 152-154. ナツリナチーニは、軍隊そのものを否定しながら、軍の規則が君主制やファシズム体制の時代から変わらず、服従を「即時、盲目的、絶対」なものと見なしている点を問題視している。すなわち、彼の見方では、軍律といえども市民の尊厳を侵すことなきものとする。Terracini, *Come nacque la Costituzione*, p. 71.
- (89) *Ibid.*, pp. 23, 90. Togliatti, *Opere* vol. 5, pp. 195-196. Spagnoli, *op. cit.*, pp. 145, 152.
- (90) TNA, FO371/43796, RI3668/15/22 (1944/8/30). FIG, APC, Partito, Fondo Mosca. Direzione Verbali, Pacco 25/II, 14 febbraio 1946, mf 272. Merini, *op. cit.*, 593.
- (92) Barbagallo, *op. cit.*, p. 138. Renzo Martinelli, *Storia del Partito comunista italiano*, vol. VI: II "partito nuovo" dalla *Liberazione al 18 aprile* (Torino: Einaudi, 1995), pp. 245-247.
- (93) TNA, FO371/67768, Z9976/32/22 (1947/10/30).
- (94) Merini, *op. cit.*, 576. FIG, APC, Partito, Fondo Mosca. Direzione Verbali, Pacco 25/III, 8 e 9 ottobre 1947, mf 272.
- (95) TNA, FO371/67768, Z9761/32/22 (1947/11/1).
- (99) ACS, Pietro Nenni Carteggio 1944-1979, B41, F1921. Da Terracini a Nenni, 24 Ottobre 1947.
- (97) Spagnoli, *op. cit.*, pp. 144-145. 戸田、前掲書、八五、一五十一頁。Merini, *op. cit.*, 599. TNA, FO371/67768, Z9976/32/22 (1947/10/30); Z10444/32/22 (1947/11/27).
- (88) Merini, *op. cit.*, 578-580, 598.
- (89) Malandrino, *op. cit.*, p. 63.
- (70) Merini, *op. cit.*, 599.
- (71) Del Pont, *op. cit.*, p. 97. Malandrino, *op. cit.*, p. 66.

イタリア共和国憲法の成立は、テッラチーニにとって終着点ではなく出発点であった。むしろ憲法に規定された根本理念、各条項を現実化する過程こそ、彼の主要関心となる。とりわけ憲法の実行と合法性の維持を強調する際、政府の行動が憲法にそぐわないと繰り返し抗議していった。それは、行政権の乱用や警察の裁量肥大化が市民の自由を侵すのではないかと懸念であり、市民的権利の保障と人道的原則の遵守というテッラチーニが力説し続けた要諦であった。彼は、予防拘禁の制限や保釈要件の緩和など具体的改善に努めると並行して、地方自治（憲法第五章）、憲法裁判所（憲法第六章第一節）、最高司法会議（憲法第一〇四、一〇五条）、国民投票（憲法第七五条）などの憲法に条文化された重要事項について、キリスト教民主党が、それらの実施を妨げていると厳しい批判を展開する。他方、テッラチーニは多数派に賛同しないという習慣を、党内でも改めるつもりがなかった。彼はコンフォームイズムに一石を投じ、下からの主体的参加を喚起し、議論をうながしながら、自らは主人公なるうとせず、野心なく良心に従って行動していく。⁽⁷⁾

テッラチーニは、「どこの革命に間違いを恐れる若き共産党員などいるものか」と語った⁽⁸⁾如く、勇敢かつ思想堅固の故に、反ファシズム闘争の間も、味方陣営内での論争を厭わず、強情と見紛う言動、判断の誤りにまで踏み出していたかも知れない。しかし、『オルティネ・ヌオーヴォ』グループの頃から、公正の理想追求、社会的平等の実現、個人の自律尊重といった達成すべき目標は一貫していた。テッラチーニが憲法起草に関わった際、提言した内容の多くはすでに、前述してきた通り、戦前から醸成されている。ただし、国家や党に権力が集中するシステムへの懐疑は、獄中期前後から積み重なり、ファシズム体制との断絶を示す唯一の法である憲法を、より民主主義に近づけ、リベラルかつ包括的にすることが彼の主たる課題となった。憲法は反ファシズム諸政党の合意、協力の結晶でありながら、主要政党は選挙による権力獲得を優先させ、政党間の妥協を超えた制度改革に

は消極的となる。これに対し、テッラチャーニの政治・社会的選択の基本原理は、国家理性や虚偽に満ちた政党の論理とは、かけ離れていた。⁷⁴法に基づく市民の自律的活動を奨励する姿勢は、約一七年におよぶ獄中体験と自らが信頼をおく党からの除名という二重の桎梏に直面しても、むしろ強化、保持される。テッラチャーニは苦境をバネとして、共産党ナンバー・ツー、オソソラ共和国総書記、制憲議会議長という新しい役割を担う度に、民主主義の可能性を次々と模索していった。

上意下達型の権力構造を批判するテッラチャーニが、それでも共産党に留まったのは、二〇年を越えるファシズム体制や、戦前戦後と反復される社会的不正義に対抗する必要上、集団的結束と組織の効率が不可欠と確信していたからであろう。だからこそ、権力者との取引を繰り返していた戦前の社会党に不信感を募らせ、同様に、モスクワの顔色をうかがう共産党幹部とも衝突したと考えられる。逆に、彼を支えた人々は、タスカ、GRAMシ、レックス、スピネッリ、ラヴェーラ、ティバルデイ、モスカテッリからトリアッティに至るまで、対立があったとしても、公正と平等のため、共闘していく連帯意識によって結ばれていた。長い追放の期間を経て、一九四五年一二月末に始まったイタリア共産党第五回党大会では、テッラチャーニの名が告げられると、ローマ大学の会場は雷鳴のような喝采に包まれたという。そこには、ソ連で生じた政敵を完全に抹殺する肅清とは異なる環境があったと想像できる。また、彼が何事についても「反対する人」を通したところは、廉潔な人格、明確な政治姿勢の現われとして、党派に左右されない尊敬と信頼を集める要因となった。憲法が多様な意見の集約により成立したのと並行して、テッラチャーニは、彼との対話を継続した信頼できる友人たちの影響を受けながら、決して安易に群れず、民主共和国への孤独な伴走者に徹していった。⁷⁵

テッラチャーニにおける「孤独」とは、彼のネットワーク、得られた敬意の高さを考えれば、「異論派」、「少数

者」といった言葉に置き換えるべきかも知れない。しかし、テッラチャーニの先見性と果敢な行動へ、権威主義者たちが示した無理解は、彼の人生を「難しい」ものにしてきた。一九六〇年代後半から学生運動が活発化した際、テッラチャーニは離婚、中絶、女性の新たな自覚をめぐる直接民主主義への要求に呼応し、逮捕された若者たちとの連帯さえ表明している。彼のイスラエルに対する評価は、現在から見ると疑問の残る点がありながらも、一九七一年一月にはソ連がもはや社会主義システムではないとまで言及し、その「過激さ」は晩年も衰えなかった。さりながら、左右のテロが深刻となる一九七〇年代後半には、暴力を政治に持ち込む危険性へ警鐘をならし、法に基づく代議民主制を擁護しつつ、暴力を厳正に抑制する態度は最後まで一貫していた。一九八三年一月六日に八八年の生涯を終えた後も、学生運動の活動家であった人々の間で、テッラチャーニは民主主義の基準点となり続けたのである。⁽⁷⁶⁾

(72) Barbagallo, *op. cit.*, pp. 138-139, Agosti, *op. cit.*, p. 13.

(73) Del Pont, *op. cit.*, p. 102.

(74) Gobetti, *op. cit.*, p. 1005, Barbagallo, *op. cit.*, pp. 133, 135, Baldissara, *op. cit.*, pp. 148, 150-151. 多くの法律は、自由主義期、ファシズム期の延長上にあり、前体制との際立った断絶性を示していたのは憲法であった。 *Ibid.*, p. 150.

(75) Terracini, *Intervista sul comunismo difficile*, pp. 138, 143, 145, Ravera, *op. cit.*, p. 120, Del Pont, *op. cit.*, p. 102, Malandrino, *op. cit.*, p. 66, Agosti, *op. cit.*, p. 15.

(76) Gianotti, *op. cit.*, pp. 249, 251, 256, 258, 260. テッラチャーニは、イスラエル国家の即時承認を主張した。彼は宗教、民族の枠にとどまることはなかったが、同化には反対で、文化・歴史的ユダヤ性を保持していたと指摘されている。 Barbagallo, *op. cit.*, p. 139.